平成２３年（フ）第５４１号
愛知県豊田市渋谷町１丁目８番地10　パークサイド板正201号
債務者　伊藤　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時30分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３７９号
東京都小平市喜平町３丁目２番14―502号
債務者　鈴木　健治
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４９３号
静岡県浜松市北区三方原町428番地の３
債務者　青木　佳子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
静岡県磐田市西貝塚3573番地１　市営東大久保団地131号
債務者　廣岡　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
静岡県磐田市西貝塚3573番地１　市営東大久保団地131号
債務者　廣岡壽惠子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
静岡県浜松市中区早出町1245番地の１
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
栃木県鹿沼市上材木町1755番地
債務者　中津　雅美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３１号
栃木県宇都宮市簗瀬町2317番地　サニーウッドＤ103、前住所栃木県大田原市加治屋95番地541　ラフィネ　カトル202
債務者　相模　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３２号
栃木県宇都宮市簗瀬町2317番地　サニーウッドＤ103、前住所栃木県大田原市加治屋95番地541　ラフィネ　カトル202
債務者　相模千枝子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４０号
栃木県宇都宮市今泉３丁目９番11号
債務者　飯野　容子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４１号
栃木県宇都宮市峰４丁目13番18号　玉屋ハイツ107号室、前住所栃木県宇都宮市中久保１丁目９番26号
債務者　石原　礼子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４２号
栃木県宇都宮市御幸本町4627番地65　アリス宇都宮第５―205号、前住所栃木県宇都宮市下川俣町142番地12　光ハイツ101号室
債務者　坂間　明己
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４３号
栃木県日光市今市45番地１　メイプルハイツ206号室、前住所栃木県日光市森友1504番地76
債務者　松本　匡司
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４８号
栃木県栃木市惣社町2484　栃木刑務所内
債務者　吉成　房子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４９号
栃木県宇都宮市若草５丁目７番６号、前住所栃木県宇都宮市若草５丁目14番12号　中山ハイツ103
債務者　金田　初江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係